

# ブックリユース・パートナー制度ガイドライン

## ★ブックリユース・パートナー制度とは

帯広大谷短期大学附属図書館が主催する事業「ブックリユースカフェ」にご賛同いただける企業・団体様に、リユース資料収集のパートナーとなっていただく制度です。地域の皆さまの知的活動に寄与すると同時に資源有効利用の一翼を担う本事業を継続的に実施するため、リユース資料のコンスタントな収集をともに目指します。

## ★ブックリユースカフェとは

不要となった図書や雑誌をブックリユース（古本市）で無料提供します。飲み物を楽しみながらゆっくりと選書のことのできる空間をご提供し、これまでたくさんの方にご好評をいただいているイベントです。

## ★パートナーの役割

本制度へご登録いただいた企業・団体様へ、リユース資料収集ボックスをお預けします。社屋等に設置し、社員・職員の皆さまや来訪された方から不要となった図書や雑誌を収集していただきます。

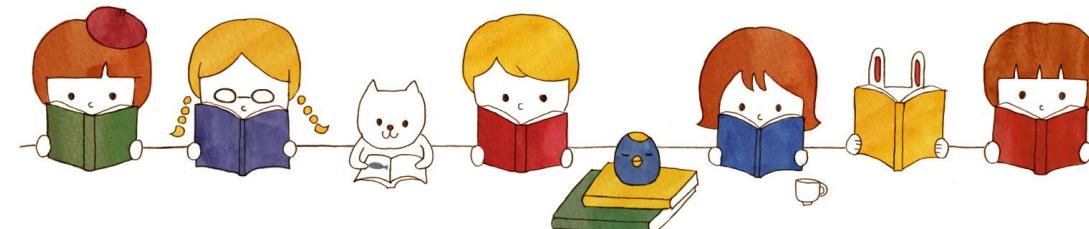
設置期間は本事業実施前の1ヶ月間です。

※収集ボックスの回収は当館職員が行います。

※設置期間中に収集ボックスが満杯になった場合、当館職員が収集に伺います。

## ★企業・団体様のメリット

- ・CSR活動のひとつとして本制度を活用
- ・社員・職員の皆さまのエコ活動意識の醸成に有用



## ブックリユース・パートナー規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、帯広大谷短期大学附属図書館(以下、「図書館」という。)が主催する事業「ブックリユースカフェ(以下、「BRC」という。)」において、その趣旨に賛同する団体等をブックリユース・パートナー(以下、「パートナー」という。)と定め、リユース資料の収集を依頼するブックリユース・パートナー制度(以下、「本制度」という。)について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体等 企業・法人を含む5名以上で構成される団体

(2) リユース資料 BRCにおいて無償提供する図書・雑誌等

(登録対象団体等)

第3条 パートナーとして登録できる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) BRCの趣旨に賛同し、かつ十勝管内に所在する団体等

(2) BRCの趣旨に賛同し、かつ十勝管内で活動する団体等

(3) その他附属図書館長が適当と認めた団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は対象としない。

(1) 政治または宗教活動を目的とした団体等

(2) 公序良俗に違反する団体等

(3) 虚偽の内容で登録しようとする団体等

(4) その他附属図書館長が不適当と認めた団体等

(登録の申込)

第4条 本制度への参加を希望する団体等は、「ブックリユース・パートナーディク申込書」(様式1)に必要事項を記入し、図書館へ提出する。

(登録の決定)

第5条 図書館は、前条の規定により申込書が提出された場合、第3条第1項の要件に適合するかを確認し、適当と認めたときはパートナーとして登録するとともに、その旨を申込団体等に通知するものとする。

2 登録することが不適当と認めたときは、直ちにその旨を申込団体等に通知するものとする。

(登録の解消)

第6条 パートナーまたは図書館は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、書面等での申請により、それぞれ登録を解消することができる。なお解消により損害が生じたとしても、一切の責任賠償を負わないものとする。

(1) BRCを今後実施しない場合

(2) パートナーが登録解消を希望した場合

(3) その他附属図書館長が登録解消を適当と認めた場合

(リユース資料の取扱い)

第7条 収集したリユース資料の取扱いは、図書館に一任するものとする。

附 則

本規約は、2018(平成30)年4月1日より施行する。

帯広大谷短期大学附属図書館

TEL 0155-42-4444 / FAX 0155-42-4499  
E-mail library@oojc.ac.jp (担当:水野)